



赤い羽根共同募金

社会福祉法人 中央共同募金会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2
<http://www.akaihane.or.jp>

◆本キャンペーン寄付金の税制優遇について(個人寄付の場合)

共同募金会への寄付金は、法人、個人ともに、税制上の優遇措置の対象となります。

適用となる税制優遇は、寄付金の種類により異なります。

今回の「支える人を支えよう！赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」へのご寄付の場合、個人の所得税の優遇措置は次の通りです。

所得税の優遇措置

「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択できます。

(所得税法第78条第2項または租税特別措置法第41条の18の3第1項)

特に「税額控除」の場合は、(寄付額-2千円)×40%が還付されます(※上限あり)。

例) 1万円ご寄付された場合→3,200円が戻ります。

※確定申告の際に、共同募金会発行の領収書と証明書が必要です。

募金の際に、領収書希望にチェックを入れていただければ、領収書と証明書をお送りします。

※詳しくは確定申告時に税務署等へお尋ねください。